

2 暮らしに身近な課題への対応強化 ～安全で快適な道路空間づくり～

県土整備部
道路管理課 電話2675

○ 安全な通行空間や快適な生活空間の確保に向けて、効果的な雑草対策を推進するとともに、魅力ある地域づくりに向けて地域と協働の道づくりなど身近な課題への対策を推進

(1) 安全な通行空間や快適な生活空間の確保

道路の巡回、清掃、除草、樹木剪定、除雪及び橋梁、トンネル、舗装、法面等道路施設の点検・補修を適時適切に実施し、道路の維持管理を推進

トンネル照明のLED化

橋梁DIY補修

区画線の引き直し

舗裝修繕

側溝整備

道路パトロール

穴ぼこ補修

障害物撤去

(2) 効果的な雑草対策

快適で安全な道路環境の確保とコスト縮減の両立を図るため、現地条件等に応じて、適宜、適切な雑草対策を設定して推進

・ 主な対策事例



・ 新技術試行中



(3) 地域と協働の道づくり

魅力あるまちづくりのため、より一層、参加しやすい自治会委託や道路美化ボランティア制度により、地域住民・民間団体等との協働・連携を推進



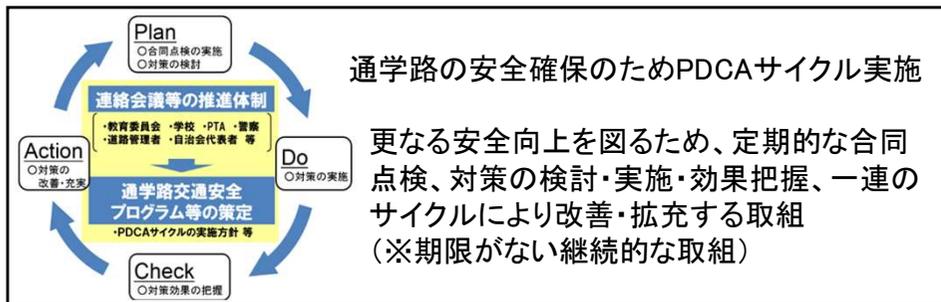
2 暮らしに身近な課題への対応の強化 ～交通安全対策～

県土整備部
 道路建設課 電話2630
 道路管理課 電話2677
 都市政策課 電話2706

○ 通学路交通安全プログラムに基づく対策箇所や生活道路における安全対策について、関係者と連携しながらスピード感をもって交通安全対策を推進

(1) 通学路における安全対策

市町ごとに策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会や学校関係者、県警察などと連携し、スピード感をもって対策を推進

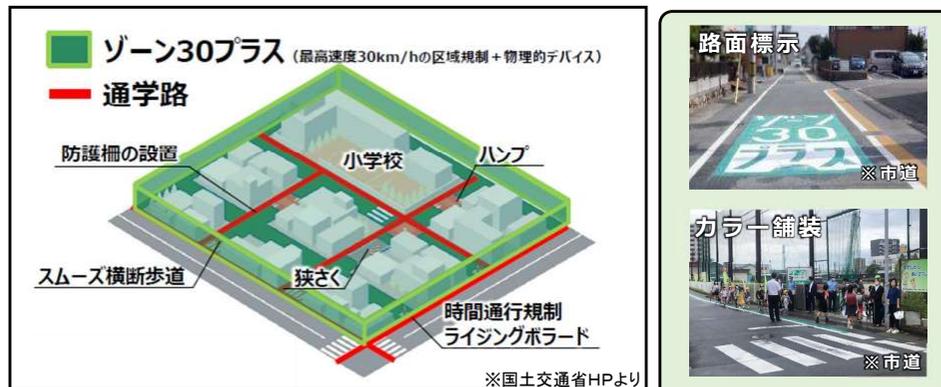


令和7年度

歩道整備 26箇所、あんしん路肩 8箇所など県内各地で通学路における交通安全対策を推進

(2) 生活道路における安全対策

最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等との合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備



令和7年度

朝上地区(四日市市)、菰野地区の2地区を「ゾーン30プラス」に設定し、生活道路における交通安全対策を推進

2 暮らしに身近な課題への対応の強化 ～河川堆積土砂の撤去～

県土整備部
河川課 電話2686

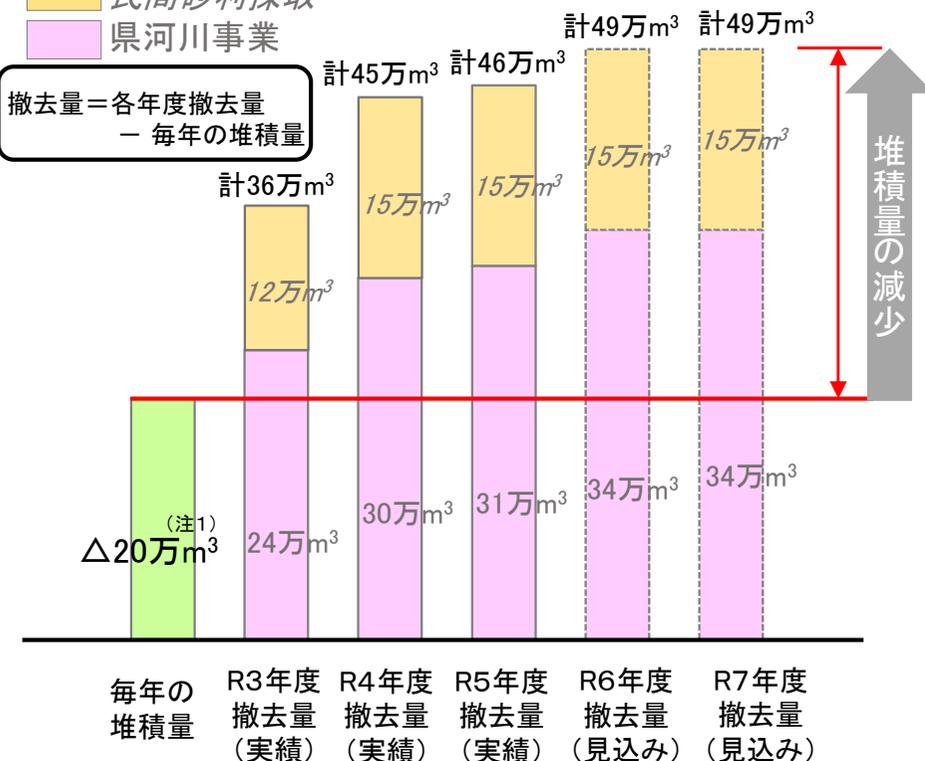
○ 事業期間が延長された緊急浚渫推進事業を活用し、毎年の堆積量を上回る量の撤去を官民で連携して実施

◆ 令和7年度 堆積土砂撤去量(見込み)

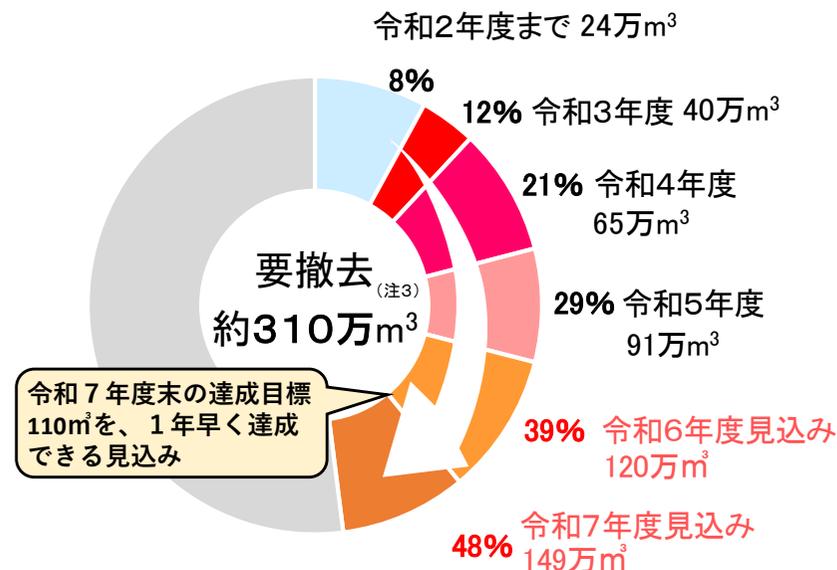
年度	R2年度まで	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
撤去量		16万 ^m ³	25万 ^m ³	26万 ^m ³	29万 ^m ³	29万 ^m ³
累積撤去量	24万 ^m ³(注2)	40万 ^m ³	65万 ^m ³	91万 ^m ³	120万 ^m ³	149万 ^m ³

民間砂利採取
県河川事業

撤去量 = 各年度撤去量
- 毎年の堆積量



◆ 堆積土砂撤去の進捗状況



(注3) 平成30年度末現在の堆積量

緊急浚渫推進事業の活用により、撤去が加速

対策例



(注1): 過去の調査結果から推定される堆積量

(注2): 令和2年度までの累積撤去量

2 暮らしに身近な課題への対応の強化 ～砂防ダム堆積土砂の撤去～

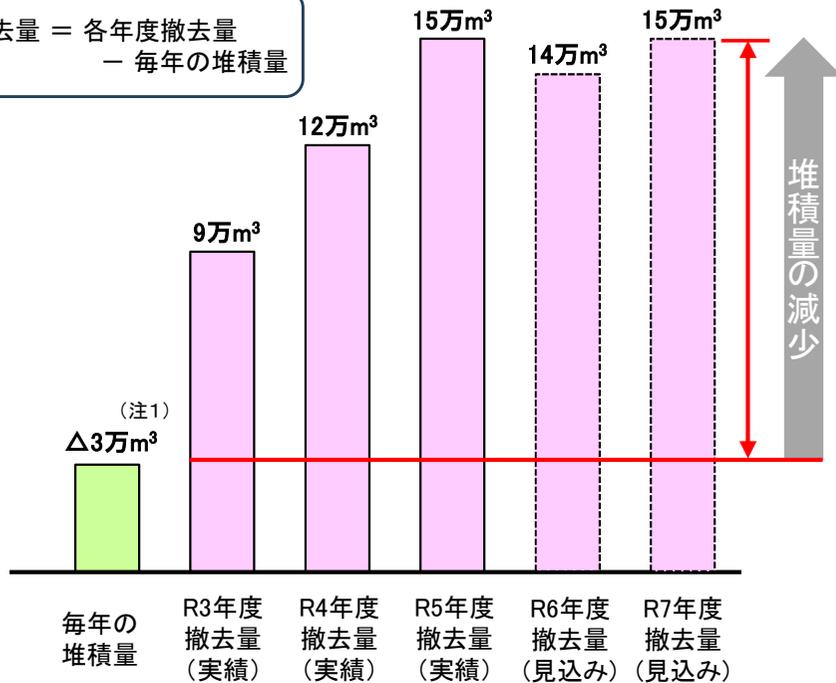
県土整備部
防災砂防課 電話2705

○ 事業期間が延長された緊急浚渫推進事業を活用し、毎年の堆積量を上回る量の撤去を土砂で満杯になった砂防ダムから計画的に実施

◆ 令和7年度 堆積土砂撤去量(見込み)

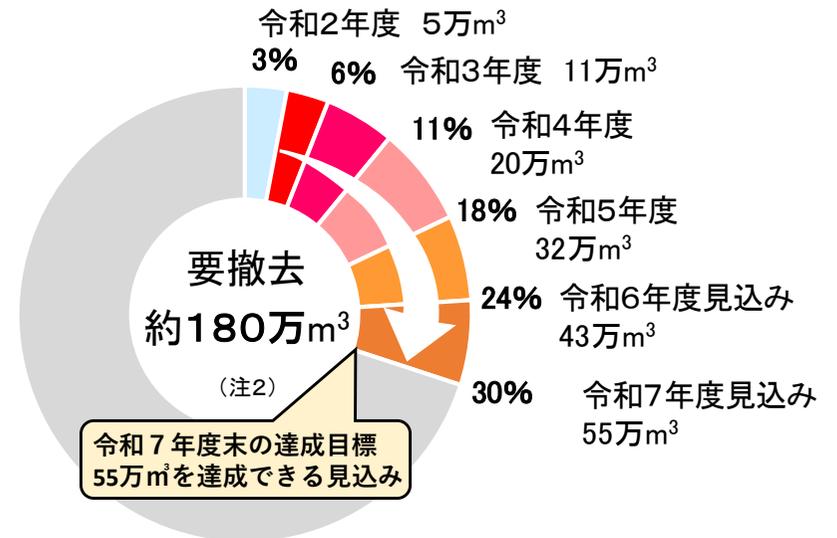
年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
撤去量	5万m ³	6万m ³	9万m ³	12万m ³	11万m ³	12万m ³
累積撤去量	5万m ³	11万m ³	20万m ³	32万m ³	43万m ³	55万m ³

撤去量 = 各年度撤去量
- 毎年の堆積量



(注1): 過去の調査結果から推定される堆積量

◆ 堆積土砂撤去の進捗状況



(注2): 令和2年度までの調査による堆積量

緊急浚渫推進事業の活用により、撤去が加速

対策例



2 暮らしに身近な課題への対応の強化 ～盛土規制法に基づく規制区域の指定～

県土整備部
建築開発課 電話3087

○ 盛土等による災害から県民の生命・財産を守るため、盛土規制法に基づく規制区域を指定

◆ 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法) 経緯

令和3年7月 静岡県熱海市
土石流災害等発生

危険な盛土等の包括的な
規制が必要

令和5年5月26日

宅地造成及び特定盛土等規制法 施行

(旧宅地造成等規制法を法律名・目的も含め、抜本的に改正)



◆ 規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地等、盛土等が人家等に
危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地等から離れているが、
地形等の条件から盛土等が
危害を及ぼしうるエリア



◆ 三重県の規制区域(案)の概要

令和5～6年度
地域の地形等に関する
基礎調査を実施

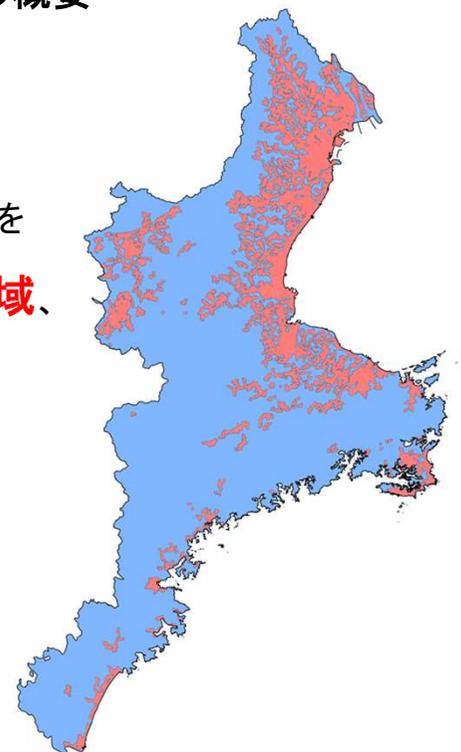
スキマのない規制のため県全域を

宅地造成等工事規制区域、

特定盛土等規制区域 の

いずれかの区域に指定

**令和7年5月26日
区域指定予定**



◆ 区域指定による規制の概要

○ 盛土等を行う場合、災害防止のための許可基準に
適合するよう、知事の許可が必要

○ 土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務が発生

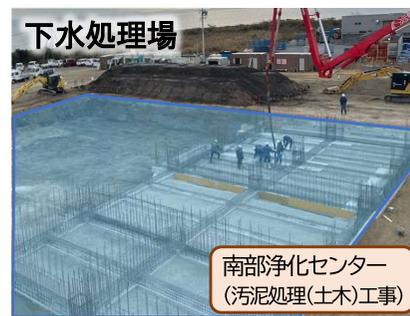
2 暮らしに身近な課題への対応の強化 ～良好な住環境の実現～

県土整備部
下水道事業課 電話2725
住宅政策課 電話2720

○ 下水道の概成に向けた整備や市町との連携強化を推進するとともに、安全で快適な住まいづくりに向け、空き家対策への支援や県営住宅の計画的な改修を実施

(1) 下水道の未普及対策

未普及地域の解消に向け幹線管路や下水処理場の整備を推進



(2) 下水道の広域化・共同化の推進

流域下水道区域に農業集落排水処理施設等を統合し、市町の事業運営を支援

合同防災訓練を通じ市町との連携強化



(3) 空き家の除却や活用の支援

危険な空き家の除却のほか、移住定住のための空き家のリフォームや地域活性化施設への改修などを支援



(4) 県営住宅の改修

景観の保全にもつながる建物の長寿命化を図るための外壁改修や共用部分の照明のLED化改修などを実施



県営住宅一身田団地